

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳 情 個 審 答 申 第 5 号)

平 成 2 3 年 5 月 2 4 日

徳情個審答申第5号
平成23年5月24日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（
答申）

平成23年1月17日付生環発第5号により徳島市長から諮問のありました
公文書の非公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申し
ます。

1 審査会の結論

徳島市長（以下「実施機関」という。）が行った本件非公開決定処分（以
下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

本件の異議申立人は、平成22年12月9日付で、実施機関に対し、徳
島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）
の規定により「特定の個人の飼い犬3匹の登録及び狂犬病予防接種をして
いないので指導文書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」
という。）をした。実施機関は、平成22年12月14日付で、特定の個
人に対する指導文書の存否について回答することは、条例第7条第2号に
規定する非公開情報を公開することとなることを理由として、当該公文書
の存否を明らかにしないで非公開とする本件処分をした。

異議申立人は、平成23年1月13日付の異議申立書により、実施機関
に対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、

平成23年1月17日付で実施機関から条例第18条に基づく諮問を受けた。

当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、平成23年2月4日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、当該文書は提出されなかった。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、本件請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

ア 平成22年3月8日に生活環境課職員に尋ねると、特定の個人の3匹

の飼い犬は、登録も狂犬病の予防接種もしていないということであった。

イ 万が一、狂犬病の予防接種をしていない犬にかまれたら、人命にかかわることである。

4 実施機関の主張の要旨

特定の個人に対する指導文書の存否について回答することは、特定の個人が指導文書を受けたかどうかについて答えることになる。指導文書を受けたかどうかという情報は、個人の情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、指導文書の存否について答えることは、条例第7条第2号の非公開情報を公開することになる。

狂犬病予防法は、第4条で犬の登録を、第5条で予防注射の接種を義務付けている。しかし、登録又は予防接種に係る指導文書を受けたかどうかについて公にすると規定はなく、公にすることが予定されているものでもない。また、本市においては、指導の有無について慣行として公にされているものではない。よって、条例第7条第2号ただし書アの情報には該当しない。

狂犬病の発生は、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進に重大な影響をもたらすかもしれないが、指導の有無に係る情報は、人の生命、健康、生

活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には当たらず、条例第7条第2号ただし書イの情報には該当しない。

5 審査会の判断

本件請求に係る公文書について、実施機関は、特定の個人に対する指導文書の存否について答えることは、特定の個人が指導文書を受けたかどうかについて答えることになり、指導文書を受けたかどうかという情報は、個人の情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、指導文書の存否について答えることは、条例第7条第2号の非公開情報を公開することになるとし、当該公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行っていることから、当審査会では、条例第7条第2号に該当し非公開となる情報であるかどうかを検討した上で、条例第10条に基づく存否応答拒否の相当性について判断する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。また、本号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する非公開情報から除くことを規定している。

特定の個人が指導文書を受けたかどうかという情報は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当する。

特定の個人が指導文書を受けたかどうかという情報は、法令等の規定により公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないし、本

市において慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではない。よって、本号ただし書アの情報には該当しない。

本号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、個人情報を開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、非公開にすることにより保護される個人の権利利益とを比較衡量してなお公開することが必要であると認められる情報をいう。当審査会が、特定の個人が指導文書を受けたかどうかという情報について、個人情報を開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益が、非公開にすることにより保護される個人の権利利益を上回るかどうかを検討した結果、特定の個人が指導文書を受けたかどうかという情報を公開することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益が、非公開にすることにより保護される個人の権利利益を上回ると判断するのは相当でないという判断に至った。よって、本号ただし書イの情報には該当しない。

また、本号ただし書ウに該当しないのは明らかである。

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる時は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。本件請求は、特定の個人の飼い犬3匹の登録及び狂犬病予防接種をしていないので指導文書を請求したものであり、当該公文書の存否を明らかにすること自体が条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになると認められる。よって、実施機関が当該公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは相当であると認められる。

6 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

(審 査 会 の 経 過)

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 23 年 1 月 17 日	実施機関から諮問書を受理
平成 23 年 2 月 4 日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成 23 年 2 月 25 日 (22年度第5回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
平成 23 年 5 月 19 日 (23年度第1回審査会)	答申案の検討を行った。